

論題	後北条氏領国下における参詣活動について 一相・甲間の導者の往来を視点として一
著者	鳥居和郎
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告—人文科学— 第 19 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1993 年 (平成 5 年) 3 月
判型	JIS-B5 (182mm × 257mm)

後北条氏領国下における参詣活動について

― 相・甲間の導者の往来を視点として ―

鳥居和郎

初めに

平安時代末期から鎌倉時代にかけて、熊野や伊勢などの神々は流行神となり各地に流布した。さらに室町時代から戦国時代になると幅広い階層より受容され、講の成立や参詣活動などが活発に行なわれ、庶民信仰として隆盛した。これらは東国にも広く展開したが、その展開を担ったのは御師と称される宗教者であった。

群雄が割拠し、国堺をめぐる合戦が続いた戦国時代の東国においても、これら御師達は各国の檀那を廻り⁽¹⁾、また、檀那は御師に導かれ参詣を行なっていたことが史料によりうかがうことが出来る⁽²⁾。すると、戦国大名はこれら宗教者に対しある程度の制限はあろうが、領国通行の自由を保証していたといえる。

後北条氏に関する史料として大永三年（一五二三）、武蔵国の導者（道者とも書き檀那のこと）に対し参詣のため相模・伊豆両国の通過を認めた過所がある⁽³⁾。この過所を伝える長慶寺は埼玉県熊谷市に現存する真言宗寺院であるが、中世は円蔵坊と称する修験宗寺院

であり、過所はこの時代のものと考えられる⁽⁴⁾。この時期、武蔵国北埼玉郡は後北条氏の勢力圏ではないものの、この過所の受給者は檀那達を参詣にともなうため、後北条氏から発給を得たものであろう。本史料が非勢力圏に発給されていることを考えると、宗教的な行動に対しては特別の配慮があったものと考えられる⁽⁵⁾。

後北条氏の領国下には、熊野・伊勢といった、いわば全国的に展開した信仰のほか、やや規模は小さくなるが江ノ島信仰、そして富士浅間信仰も展開した。これらは熊野・伊勢信仰と同様に中世に隆盛し、近世に一層の発展をとげたが、後北条氏にとって江ノ島はともかくとして、富士信仰の本拠地は領国外であり、相・甲、そして相・駿間はしばしば緊張関係にあった。このような関係にありながらも後北条氏側の民衆が参詣を、また、江ノ島に甲斐の民衆が参詣を行なったという事実を、先に述べた「長慶寺文書」の過所の例などと同様に、御師の廻檀や導者の参詣活動は戦国大名からある程度許容されていたものと私自身漠然と認識していた。また、庶民信仰とは異なるものの、中世以来諸国を遊行した時衆教団の存在などもこの状況を裏付けるかの印象があった。

しかし、戦国期の江ノ島や富士信仰に関する史料を検討すると、御師の往来や参詣活動は「自由」というより様々な「制約」のもとに行なわれたのである。これまで戦国期における庶民信仰については検討されることが少なかったこともあり、参詣活動が大名間の外交政策とどのように係わるか明確な位置づけがなされていない。

本稿はこの点に留意しつつ、東国における代表的な庶民信仰である江ノ島信仰・富士信仰の展開について若干の考察を加えるものである。

一 戦国期における江ノ島信仰

江ノ島が世に知られる信仰の地となったのは、寿永元年（一一八二）、源頼朝が奥州の藤原秀衡を調伏するため江ノ島に弁才天を勧請させ供養を行なってからである。以来將軍家による江島明神参詣などの記事が『吾妻鏡』に見られる。⁽⁷⁾

やがて江ノ島は祈雨の祈願所として高名となり、次第に民衆の信仰を集めることとなった。⁽⁸⁾ 貞応二年（一二二三）頃に成った『海道記』には「江の中に一峯の弧山あり、弧山に靈社あり、江尻大明神と申、威験ことにあらたにして、御前を過る下り船は上分（奉納物）を奉る」と記される。⁽⁹⁾ さらに、文明十七年（一四八五）十月一日、太田道灌に招かれ江戸に向かう万里集九は、その著書『梅花無尽蔵』に「日本三処弁才天一也」「擁護八州弥万全」と記し江ノ島信仰が広く展開している様子を伝えている。⁽¹⁰⁾

ところが、『梅花無尽蔵』以後、広汎な地域からの寺社参詣が一般的になったこの時代においても、「檀那帳」を初めとし導者に関する史料など、江ノ島信仰の隆盛を示す記録は極めて少なくなる。享祿四年（一五三一）以前に上之坊が退転したものの⁽¹¹⁾、それまで江ノ島には岩本坊、上之坊、下之坊の三坊が存在し、史料を検討して

も江ノ島の経営に大きな混乱は見られない。むしろ足利氏や北条氏が祈願所とするなど、宗教的な権威は増加したと考えられる。しかし、庶民の参詣を伝える史料が見られないのは単に史料が残存しなかったのか、宗教活動の低調によるものか、それとも戦国の社会的状況が参詣の人々を遠ざけたものであろうか。

数少ない戦国期における江ノ島信仰の隆盛を伝える史料として、次の二点の史料が知られている。

一点は江ノ島に参詣する人々から関役を徴収したことを示すものである。⁽¹²⁾

右、江嶋関役之事、被為出之候之間、参詣之衆江、無相違様可被仰付者也、仍如件

癸亥 正月二日

蛭川（花押）

この史料は癸亥の年記より『神奈川県史』等では永祿六年（一五六三）と比定する。蛭川という姓のみしか記されず、具体的な名前は不明であるため、この年代比定をにわかに肯首するわけにはいかないが、その内容から中世の江ノ島に関銭を徴収する程の賑わいがあった事がわかる。

また、次の史料は発給者より、およその年代を知ることが出来る。それとともに、中世の江ノ島信仰関係史料で参詣人の出發地を示す唯一の史料である。⁽¹³⁾

前欠 江之嶋へ参詣之導者之事、於向後者、御坊へ可被為告

候、為其一筆進置候、自然兎角申者候者、被相押、此方へ可被

仰候、恐々敬白

六月七日

小山田右兵衛尉 (武山カ朱印)

信有 (花押)

江之嶋

下之坊へ参

本史料の発給者である小山田信有は、甲斐国のいわゆる郡内地方を支配した武田氏の有力被官である。当初、独自の支配を進めていたが、天文初年ころ武田氏へ軍事的従属を余儀なくされた⁽¹⁴⁾。

文書前部を欠失するものの、内容としては小山田信有が江ノ島下之坊に対し江ノ島に参詣する導者は下之坊に告げることを命じたとしている。これにより戦国期の甲斐郡内地方に江ノ島信仰が展開したことがわかる。また、同時に下之坊が同国よりの参詣人の宿坊を務めていたこともわかる。

本文書は年記を欠くため、年代の比定を天文十年(一五四一)以前とする説⁽¹⁵⁾、天文十三年頃とする説⁽¹⁶⁾、そして信有の花押型に根拠を求め天文二十年頃とする説がある⁽¹⁷⁾。甲斐より江ノ島への参詣活動を考える場合、同じ天文年中のおよそ十年程の差とはいえ忽せには出来ない十年である。

この時期の両国の関係を、戦国時代の甲斐国およびその周辺の記録として知られる「妙法寺記」⁽¹⁸⁾より見ると、享祿三年(一五三〇)四月二十三日に北条氏綱の甲斐国都留郡への出陣、そして天文四年

(一五三五)以降天文八年まで毎年相・甲間の合戦の記事が見られ、後北条氏と武田氏・小山田氏の関係は極めて悪化していることがわかる。同九年になると相・甲間の合戦の記事は見られず、信玄の信濃方面侵攻の記事が見られるが、これは後北条氏との緊張が一応緩和し始めたことを示す行動と思われる。しかし、同十四年八月、氏綱が駿河侵攻を行なうと、信玄は天文六年に成立した甲・駿同盟に基づき今川義元の救援を行なうなど、相・甲間の政治的状況は依然として不安定な状態が続いていた。

このような状況が影響しているのか、天文十七年六月の「妙法寺記」の記事には「六月導者八十年ノ内ニハ無御富士参詣申候」とある。郡内地方は高冷地ということもあり生産物も少なく、富士参詣の人々もたらず銭貨が一大収入源であった⁽²⁰⁾。六月といえば富士参詣の最盛期であるが、この時期において十年間にわたる「富士参詣なし」という状況は、後北条氏を初めとした隣国との政情不安による御師・導者達の宗教活動の中断のためと考えられるのではなからうか。

このような郡内地方の状況を考えるならば、先の六月七日付の「小山田信有判物写」にみられるような郡内地方よりの江ノ島参詣の導者についても、天文十七年以前には存在しなかったことと思われる。宗教者の往来が可能となるのは政情の安定を得た後と考えるのが自然であろう。すると、この史料は天文十八年六月以降、そして、花押型も勘案すると天文二十二年の六月までの期間と考えられ

るが、やはり相・甲関係がより安定してくる後者に近い頃かと思われ⁽²¹⁾。

以上のように、戦国期の江ノ島信仰の隆盛をうかがわせる史料の概略を述べたが、確実に戦国期と断定出来る史料は一件だけという状況である。これまで多くの信仰を集めていた江ノ島が、戦国期になると参詣の隆盛をうかがわせる史料が見られなくなるのは、「妙法寺記」の天文十七年の記事のように戦国大名間の政治的な状況が原因と考えられるのではなからうか。

二 戦国時代の富士信仰と関東地方

戦国期の東国における政治的状況と参詣人の動向をうかがうため、江ノ島の他、多数の参詣人が訪れた富士信仰関係史料もあわせて検討することにより、戦国期における御師・導者の活動と政治的状況との係わり合いをより明確にする事が出来るかもしれない。

天文年間に江ノ島への参詣を行っていた郡内地方は、生産力が乏しいこともあり、富士信仰が重要な「産業」であり、参詣人の多寡は人々にとって一大関心事であったが、この状況を端的に示すのが次の史料である⁽²²⁾。

富士参詣之導者、近年一円無之候、誠云冥慮云凡慮、旁以不可然候、因茲且恐神威且存用捨、今年當郡諸役所、半関可申付候、

女騎透馬等之儀も可准右候、殊自始而参詣之方、過分関銭取事、自今以後、堅可停止之候、惣别对導者、大細事非分狼藉之擬、一切不可有之候、然則御師衆各改其趣、且那中へ可申渡候條、聊不可有疎意候、恐々謹言

卯月 日

信茂

(朱印)

注連屋

仁科豊前守殿

この史料は小山田信茂が吉田の御師に宛てたものである。信茂名の発給文書は永禄九年(一五六六)正月から天正九年(一五八一)七月までの期間の史料が知られるので、本史料もこの期間、もしくはその前後に含まれるといえる。

内容としては、数年来の富士参詣の導者の途絶を憂慮し、そのため関所の半減、過分の関銭の徴収及び導者に対する狼藉を禁ずるなどの処置を行ったこと、そして、これらのことを檀那に伝えることを命じたもので、導者の減少が領主小山田氏にとって痛手であったことがよくわかる史料である。

一般に戦国大名(小山田氏も郡内地方の支配者として一応含めて考える)の財政的基盤は直轄地よりの収入、そして、各種の税収入の二種に大別される。財源としてそれらの割合を比較してみると、武田氏の場合は圧倒的に各種の税収入によるとされている⁽²⁴⁾。また、他の大名についても同様の状況と考えられるので、地理的に直轄領よりの収入が少ない小山田氏においては、武田氏を上を頂くという

領主権の二重構造のもとにはあったが、関銭の徴収をはじめとする富士信仰に関連する税収入などがその主要な財源と思われる。それだけに参詣の導者の減少は憂うべき事であり、小山田氏は関銭の収入を減らしても導者の誘致を行なわなければならなかった。

また、参詣の導者の減少の原因は、次の史料により求めることが出来る。⁽²⁵⁾

今度両国御和親付而、土峯参詣之導者、定数多可有之候、且為神慮且以寛宥、自今以後、郡中諸役所半関可申付候、其外惣別对導者、不可有新儀非法之擬候、⁽²⁵⁾以此趣能々旦那中江可被申断候、恐々謹言

三月吉日

刑部新七郎殿

信茂（花押）

（朱印）

本史料も先の史料と同様に吉田の御師に対して信茂が発給している。年記がないものの内容により年代の比定が可能である。先に述べた信茂名史料の存在する期間において、富士参詣の導者の増加と関係のある国と武田氏が和睦を行なったのは、元龜二年（一五七二）の後北条氏との和睦がある。そのため本史料は翌三年のものと考えられるのである。⁽²⁶⁾

この二点の史料の背景となる相・甲間の政治的状況を述べてみると、天文十四年（一五四五）頃より徐々に転換を迎えた相・甲関係

は、⁽²⁷⁾天文二十三年のいわゆる相・甲・駿三国同盟により一層強固なものになった。しかし、永祿十一年（一五六八）十二月に武田信玄が駿河に侵攻し、北条氏政はそれに対抗するため駿河への出陣、そして上杉謙信との同盟の締結により、相・甲間の緊張は高まり、長く続いたこの和睦も終了した。が、この緊張状態も長くは続かず三年後の元龜二年十二月、相・甲同盟は復活したのである。

このように相・甲間の和睦により参詣の導者の増加を想定し、導者の誘致を図るため関所の半分を開くことを命じたのである。また、それは単に和平による世相の安定が導者の増加を予測させるといっただけではなく、導者の多数が存在する地域が後北条氏の勢力圏である関東地方という積極的な意味もあるのではなからうか。

このことは、既に導者による参詣としての登山が確立した室町時代にはその傾向があった。現存する史料において関東地方の人々が関連する比較的早い時期のものとしては、文明十四年（一四八二）の年記のある懸仏がある。⁽²⁸⁾この年の六月、上総国菅生庄木佐良津の檀那が「不動明王懸仏」（「大工和泉守光吉、旦那内匠助泉重、本願源春」の銘あり）と「葉師如来懸仏」（「大工同旦那和泉守光吉、本願源春」の銘あり）を奉納している。それぞれ出土地は異なるが同年号、同人物が関係しているため、もともとは同時に施入されたことがわかる。

さらに「妙法寺記」の明応九年（一五〇〇）の記事には「此年六

月、富士導者(參旁)悉く無限、関東乱ニヨリ須走へ皆道者付也」とあり、関東の兵乱により郡内地方の吉田口・河口に導者の来参がなく、駿河側の須走口に行ってしまったことを述べているが、関東が檀那場として重要であるとともに、兵乱が導者の参詣活動に与える影響が大きい事もうかがわれる。

三 後北条氏の関東進出と富士参詣

それでは後北条氏の支配の拡大が、富士信仰の参詣活動にどのように影響を及ぼしたか、関連史料から見えていく事としたい。

次に示すのは、後北条氏が富士参詣を行なう正木兵部太輔の代官に与えた過所である。遠山新四郎が奏者を勤めた期間により永禄三年と比定される。⁽²⁹⁾ 関本通とあるところから足柄峠を越えて富士参詣を行っていた。

為正木兵部太輔代官、中居大炊助上下五人、富士参詣候、関々無相違可勘過旨、被仰出状如件、

甲 (二様書心種) 朱印)

五月廿九日

遠山新四郎 奉

関本通

役所中

正木兵部太輔は『所領役帳』に半役被仰付衆として記載される人物で、安房里見氏の一族とされる。⁽³⁰⁾

さらに、『新編甲州古文書』には御師刑部家に伝来した正木氏に關する史料が所載されている。⁽³¹⁾

富士江代官於為参候、能々有指南、同下向之時分船渡通案内者於被指副被送候者、可喜入候、所用之儀申付候、遠路之事候間、代物過分ニ不相遣候、五千疋も三千疋も仕申程被取越候ハ、可令祝着候、来国之上可相渡候、為其一筆進候、巨(細者)彼口上可有之候、恐々謹言

正木

五月廿八日

時茂(花押)

富士之御司房州宿江

正木時茂は永禄七年(一五六四)の第二次国府台合戦のあと、里見氏を背き北条氏についた正木時忠の兄であろうか。⁽³²⁾ 先の正木兵部太輔は実名が不明であるため、時茂との関係がわからないものの、代官を参詣させるなど当時の有力武士の参詣の様子、御師に志納される銭の量、さらに宛所に「富士之御司房州宿」と記されるところから国ごとに宿坊が定められ、御師刑部は安房方面を檀那場としていたことがわかる。

御師の廻檀や導者の富士参詣には当然後北条氏の勢力圏の通過を余儀なくされるので、相・甲間の政治的状况は大きな関心事であっ

たと思われる。また、後北条氏勢力下の導者にとっても参詣には過所を得る必要があると思われるので、⁽³³⁾政治的安定は不可欠なものであった。

次の史料は永祿五年（一五六二）に忍城主成田長泰の重臣手嶋美作守に対し、参詣の導者の通過を認めた後北条氏の過所である。⁽³⁴⁾

富士参詣之導者五十人并馬五疋、毎年如此、関渡役所無相違可勘過者也、仍状如件

永祿五年壬戌
十月十日

〔祿壽応穩〕朱印

手嶋美作守殿

大草左近大夫
奉之

「毎年如此」とあるところから過去数年間にわたり参詣活動を行なっていることがわかる。五十もの人数は先の正木の代官一行の人数と比べた違いに多いが、正木の私的な参詣と異なり手嶋の支配地よりの導者達だからであろう。

過所はその性格上、期限を過ぎると効力を失うため、史料としての残存率は比較的低いといえる。本来は同様の過所が多数発給され、多くの参詣人の往来があったことであろう。

それでは御師は一夏の参詣で何人程度の導者を受け入れていたのであろうか。一応の目安となる史料がある。⁽³⁵⁾

其方檀那、来年富士参詣之導者任申旨、當郡役所中、貳百人、無相違可勘過者也、仍如件

辛酉
拾月廿五日
刑口隼人佐殿

信有〔花押〕
〔朱印〕

小山田信有は御師刑部隼人佐の申請に応じ、翌年の分として檀那二百人の過所を認めている。辛酉の年は永祿四年に比定されている。勿論、全ての御師が扱う一夏の参詣人の数が同程度と断定は出来ないが、郡内地方の御師が集める参詣人の総数はかなりの数になる。⁽³⁶⁾

これを裏付けるように、後北条氏の領国下を多数の参詣人が往来した様子を次の史料からうかがうことが出来る。⁽³⁷⁾

私領長手郷、富士参詣之者、横合非分不可有之、并於當町押買狼藉、堅令停止畢、若至于違犯之輩者、可遂披露旨、被仰出者也、仍如件、

己丑
六月朔日

〔祿壽応穩〕朱印

奉之
宗悦

桜井肥前守殿

この朱印状は、後北条氏の家臣で上野国長手郷（群馬県太田市）に五十貫文の地を領していた桜井肥前守に与えられたもので、己丑

の干支より天正十七年とされる。ことさら富士参詣の導者を対象としてかかる内容の文書が発給されることから、多数の導者が長手郷を往来していたことがわかる。さらに、富士参詣の開始の時期である六月朔日の日付を持つことは、導者による長手郷に対しての様々な無法な振舞いは天正十七年に突然生じたものではなく、すでに前々から同様の状況があったことを示すといえよう。

このように多くの導者が往来した背景を、天正期の相・甲関係からみると、両国は天文二十三年（一五五四）の相・甲・駿三国同盟が永禄十一年（一五六八）に決裂した後、元龜二年（一五七二）に再び和睦関係に入ったが、天正六年に越後の上杉謙信が没すると、その家督をめぐり北条家より養子に入った景虎と景勝が争った折、北条氏が援助を頼んだ武田勝頼が景勝側に付いたため景虎は敗死し（御館の乱）、当然のことながら相・甲間是不穏なものになった。しかし、天正十年三月、織田信長による武田氏の滅亡。そして、同年六月、信長の急死（本能寺の変）により、北条氏と徳川氏との間で甲・信をめぐる対立があったが、十月に両氏の和睦は成立し、甲・信は家康の支配となった。これにより相・甲間の緊張は解け、再び御師や導者の往来が可能になったが、本史料はその後の参詣の活況を伝えるものである。

また、次の過所は先の史料とは順序が逆になるが、戦国大名と御師の関係をよく表わす興味深い史料といえる。⁽³⁸⁾

川口之御師浄坊、為旦那廻、武州へ通候、役所無相違可通馬臺
正三人也、仍如件

九月廿日 氏忠（花押）

安下通

諸役所中

この過所は、天正十年六月、信長の急死により、すばやく甲斐に侵攻した北条氏が河口の御師に与えたものである。この史料の翌月に家康との和睦が成立するため⁽³⁹⁾、甲斐が徳川家康の支配になる直前の史料である。

北条氏は自らの支配を既成事実化するために、御師たちにこのような過所を与えたのである。九月という時期は御師達にとっても富士参詣の季節が終了し、諸国の檀那へ祈禱や御赦を行うために過所は是非とも必要であった。勿論、御師にとって廻檀は単なる宗教的儀礼としてのみ必要であった訳ではなく、檀那より志納される財貨が大きな目的であった。

安下通とは甲斐より上野原、津久井を経て八王子城下に通ずる主要な交通路であった。

さらに、次の史料は甲斐が徳川氏の支配となった後、後北条氏が吉田の御師に与えた伝馬手形である。⁽⁴⁰⁾

伝馬壹疋、無相違可出之、可除一里一銭者也、仍如件、

申

(「郡調」朱印)

十月六日

奉之
江雪齋

自小田原甲州迄

竹下通宿中

この伝馬手形は、十月という季節から廻檀のために与えられたものと思われる。御師は自らの宗教制度を維持するために諸国への廻檀は不可欠であった。そのため檀那場が他国にある場合、御師の通行に際し、当然その地の主権者たる大名の許容が前提であったため通行権の確保は大きな問題であった。⁽⁴¹⁾そのため、大名は通行権の与奪を通し御師など宗教者の統制を行なったといえる。

以上のように、戦国期における江ノ島や富士信仰に関する宗教者の往来を政治的状況と関連させ述べてみた。数少ない史料であるが、これらは年代不明のものを除き、確実に後北条氏と甲斐国との関係が安定している時期のものである。

つまり、永正十三年(一五一六)、後北条氏が三浦新井城で三浦氏を滅ぼし、相模の支配を遂げた後の相・甲関係を見ると、まず、天文二十三年(本稿では、それ以前の天文十八年頃より安定的なものであるかとした)から永禄十一年(一五六八)まで続いた相・甲・駿の三国同盟。次に、元龜二年(一五七二)から御館の乱後の天正七年(一五七九)まで続いた相・甲同盟。さらに、織田信長没後の天正十年の徳川家康との同盟による相・甲間の安定から同十八年の

後北条氏の滅亡までというように、大きく分けるならば三期の政治的な安定期がある。甲斐や後北条氏勢力下の宗教者はこの安定期に往来したのであった。

結びにかえて

戦国期の江ノ島信仰の隆盛を伝える史料がなぜ少ないかという、以前より私がいだいていた疑問を考えるにあたり、当時、江ノ島参詣を行っていたことが史料に残る唯一の土地である甲斐国郡内地方に関心をよせてみた。この地は江ノ島と同様に信仰を生業とする人々が住む土地でもあった。そこに、東国の戦国時代における宗教的な類似性を求め参詣活動についての史料を検討してみた。すると、この時代が有するところの共通的な宗教環境がおぼろげながら見えて来たように思われる。

宗教者は諜報や文書の伝達などを通じ、しばしば軍事活動の一翼を担う例が多いが、とりわけ、各地を廻る御師や山伏などはその役割を勤めることが多かった。⁽⁴²⁾そのため、戦国大名間の緊張がたかまつた時、廻檀や参詣などの宗教活動が低調になるのは当然のことであった。この事が、戦国期の江ノ島信仰や富士信仰の宗教活動に関する史料が継続的に存在しない大きな原因といえるのではなからうか。伊勢や熊野のように遠隔地に存在するため、戦国大名にとって直接の利害関係を生じない信仰とは当然扱いが異なるのであった。ある

程度自由に行なわれていたような庶民信仰さえ、戦国期においてはそうではなかったのである。⁽¹³⁾

また、郡内地方の御師は関東地方に多くの檀那を有していたため、後北条氏の勢力が相模から武蔵、そして北関東へと拡大していくにつれ影響を受けたが、このことは同時に、郡内地方の経済も時には敵地となる関東地方に頼らざるを得ず、小山田氏は武田氏の重臣としての立場だけではなく、郡内地方の領主として、御師とともに相・甲間の政治的状况は大きな関心事であったことは想像に難くない。永禄初年に成立した「所領役帳」に、小山田氏が他国衆として記載されている背景には、武田氏からの小山田氏の独立性が反映したものと見るよりは、彼と彼の領民にとって重要な経済基盤といえる富士信仰を維持するため、関東地方の多数の導者達を確保し続けなければならなかった。そのため後北条氏と一定の関係を保つがごとく演じた小山田氏の外交政策によるものかも知れない。

註

(1) 厳密に言えば伊勢の御師は廻檀を行なうが、熊野の御師は直接に廻檀を行わず御師と檀那の間に先達が介在した。

(2) 参詣の対象となった社寺には、参詣者の宿泊施設である宿坊が造られた。宿坊は御師により経営され、御師はそれぞれ参詣者を勧誘し地域別に檀那場を持った。檀那は信者ということだけではなく御師に様々な財物を与えてくれるため、檀那の多少はそのまま御師の経済力に反

映した。

相模国においては、永正十五年(一五二八)に伊勢神宮の御師であった久保倉藤三が記した『御道者日記』によると片瀬の「玉蔵坊」、大庭の「ひしゃもん」、「まんさう坊」(玉蔵坊とは『新編相模国風土記稿』に記載のある片瀬村の上下諏訪社別当玉蔵院か。また、満蔵院とは高座郡赤羽根村満蔵寺か。「びしゃもん」については不詳)などが伊勢の御師の先達であったこと、藤沢周辺には導者が存在していたことが記される(『藤沢市史』第四巻・通史編)。

熊野那智大社の御師については「米良文書」で知ることが出来る。文明元年(一四六九)の「上頼次檀那本銭反賣券」には相模国関係の檀那売買について。文明二年の「相模国檀那注文」には相模国東郷の檀那「ちかさきさこの四郎、五郎二郎」「ふところしま平そう五郎」「やはた五郎四郎」などが記される。以後、天文十六年(一五四七)まで相模関係史料が見うけられる。「米良文書」「神奈川県史」資料編三・三下、六三二三、六三二四、六三二〇号文書など)

(3) 「伊勢(北条)家過所」「神奈川県史」資料編三・三下、六五六九号文書

彼道者上下拾五人、馬四疋、諸役無相違可透之者也、仍如件

大永三末 (「禄壽慮穩」朱印)

三月十二日

奏者 遠山(花押)

相州 豆州

(4) 『埼玉真寺院聖教文書遺品調査報告書』解説、昭和五九年、埼玉県教育委員会

(5) この史料の発給には後北条氏と受給者の関係だけではなく、後北条氏と熊野・伊勢など参詣先の対象となった有力な宗教的権力との関係で発給された可能性も考慮に入れる必要がある。また、本史料は宛所を欠くため、後世に史料が移動した可能性も考慮しなければならぬが、相模・伊豆両国の通過を認めるという内容より、武蔵の宗教者に出されたと考えるのが妥当と思われる。

(6) 富士山の登山口としては、甲斐国側の吉田口・河口、そして駿河国側の須走口・大宮口・村山口・須山口があった。

(7) 「吾妻鏡」「新訂増補国史体系」、吉川弘文館

寿永元年(一一八二)四月五日条の弁才天勸進の記事のほか、建仁元年(一一〇一)六月一日条に將軍頼家、建保四年(一一二六)三月十六日条に源実朝夫人、安貞二年(一一二八)四月二日条に將軍藤原頼経などの参詣の記事が見られる。

(8) 前掲(7)、承元二年(一一〇八)六月十六日条には、「先月以来雨が降らず、庶民は耕作の術を失うに至ったので、將軍家の命により竜穴において祈禱を行なったところ、翌十七日に降雨があった」ことを記す。また、貞応三年(一一二四)にも祈雨の祈禱が修せられ、降雨を得たことが記される。

(9) 「海道記」「群書類従第十八輯」、四五八頁

また、弘安五年(一一八二)、鎌倉に入ることの出来なかった一遍は、三月より七月まで五ヶ月にわたり片瀬で踊念仏を修したが、一遍がこの地を選択したのは江島明神の門前という殷賑の地ということもあつたかも知れない。

(10) 「梅花無尽蔵」「群書類従第十八輯」、八三二頁

(11) 退転した上之坊の坊跡は岩本坊が継承した。

(12) 「蜷川某制札」「神奈川県史」資料編三・三下、七三〇三号文書

本史料を永祿六年成立とするならば、永祿二年までに成立した「所領役帳」には、蜷川姓として小田原衆に蜷川孫三郎、半役被仰付衆に石上寄子として蜷川九郎三郎がいるが、この制札の蜷川との関係は不明である。また、これらの人物以外の蜷川姓で、江ノ島に対し制札を発給する事のできる立場の人物が、後北条氏の家臣に在るかも知れない。

また、文龜三年(一五〇三)が癸亥の年にあたるが、関東公方足利氏の家臣の可能性についてはどうであろうか。

(13) 「小山田信有判物写」「神奈川県史」資料編三・三下、七三二三号文書。なお、内閣文庫蔵「相州文書」の影写本によると「小山田右兵衛尉」の注記は本文と異なるため後筆と思われる。

(14) 堀内亨「武田氏の領国形成と小山田氏」「富士吉田市史研究」三号、富士吉田市史編纂室編

(15) 「藤沢市史」第四卷・通史編、一〇九三頁、藤沢市史編纂委員会編

(16) 『町田市史』上巻、五五七頁

(17) 『藤沢市史研究』二十一号において、伊東一美氏は信有の花押より「甲斐武田氏文書目録」(『甲府市資料目録』甲府市史編纂委員会)に収集されている小山田信有の花押から、この史料は天文十三年十月十二日の「諸役免許状」にみえる信有花押(一)型と類似し、信有の花押は天文二十二年七月から(二)型の花押に変わるため天文二十年頃のものであらうとされる。

(18) 「妙法寺記」「富士吉田市史資料叢書」所収、富士吉田市史編纂室編

(19) 「勝山記」天文十四乙巳の条、前掲(18)に所収

(20) 前掲(14)

(21) 天文年間の相・甲関係を「妙法寺記」の記事から概観してみると、

九年五月の武田氏による信濃侵攻開始の記事から、この頃より相・甲関係は緊張が緩和し始めたと考えられるが、これを裏付けるように、十三年十二月の記事には小山田氏の家臣小林宮内助が「相模屋形氏真様へ御参候」とある。しかし、翌十四年八月駿河で北条氏は武田氏と戦うが、翌月信玄の仲介により相・駿同盟が成立し、併せて相・甲関係も安定したと考えられる。このように二十三年の相・甲・駿の三国同盟以前に相・甲関係は安定に向かっていったと思われる。

しかし、実際には十七年六月の記事に見られるように、社会的な安定はすぐには訪れず、三国同盟成立の年に近ければ近いほど両国の関係は安定度を増したといえよう。このような状況により郡内地方から江ノ島への導者の往来を天文十八年以降としたのである。

また、次の伝馬手形は同二十二年、小山田信有が小田原の舞々に与えたものである。三国同盟成立の前年にはすでに芸能者が往来できる状況が成立していた。

「小山田信有伝馬手形写」(『神奈川県史』資料編三・三下、六九四二号文書)

彼大夫ニ、伝馬三ツ、此一返無相違、可出者也、仍如件

癸丑 七月六日 (花押) (月定) 朱印
下口
宿中

(22) 「小山田信茂書状」『新編甲州古文書』第三卷、二二九八号文書

(23) 柴辻俊六「国人領主小山田氏の武田氏被官化過程」『古文書研究』九号、四七・四八頁

(24) 山中恭子「中世のなかに生まれた「近世」―戦国大名武田氏の場合―」『戦国大名論集』十巻所収。また、同書において伊達氏も同様に税収入が多いとの説を紹介されている。

(25) 「小山田信茂書状」『新編甲州古文書』第三卷、二二七八号文書

(26) 先に述べた卯月の文書は、元龜三年と比定される文書の後に発給された可能性もあるかもしれない。しかし、相・甲間の政治的状況と御師や導者の活動との関連を考える上では、これら史料の前後は大きな問題ではないと思われる。

(27) 前掲(21)参照

(28) 秋山敬「口絵解説 文明十四年銘懸仏」『富士吉田市史研究』創刊号、富士吉田市史編纂室編

また、時代はやや降るが、『甲斐国志』卷之三十三には、富士山中で発見された「武州大里郡佐谷郷住居願主祐快、天文四年(乙未)六月一日、松寿平子駒寿藤原長泰(後略)」と刻まれた「懸鏡」のことが記されている。このように文献以外にも富士信仰の隆盛を伝える史料は多い。

(29) 『小田原市史』史料編、中世Ⅱ、小田原北条Ⅰ、四三八号文書「北条家過所」頭注

(30) 杉山博校訂『小田原衆所領役帳』近藤出版社

(31) 「正木時茂書状」『新編甲州古文書』第三卷、二二八七号文書

(32) 山本大・小和田哲男編『戦国大名家臣団事典』東国編、新人物往来社

(33) 全ての導者が過所を必要としたかは不明であるが、過所が現存するところをみると何らかの理由、例えば時期・場所などにより必要とされたのではなからうか。

(34) 「北条家印判状」『北武蔵の戦国武将文書展図録』三一頁、平成元年、

- (35) 「小山田信有過所」『新編甲州古文書』第三卷、二二七号文書
- (36) 元龜三年（一五七二）の「都留郡上吉田屋敷割帳」によると吉田口には八二人の御師が存在していたが（平野榮次「吉田御師の成立と近世におけるその活動」『民衆宗教史叢書』第十六卷所収）、仮に一人の御師が扱う導者を二百人とするならば、吉田に参集する導者は一万六千四百人、百人とするならば八千二百人となる。
- (37) 「北条家朱印状」（桜井元昭氏所蔵文書）
- (38) 「北条氏忠過所」『新編甲州古文書』第三卷、二二二六号文書
- (39) 「家忠日記」十月二十九日条、『統史料大成』第二〇卷
- (40) 「北条家伝馬手形」『新編甲州古文書』第三卷、二二七九号文書
- (41) 天正十年の武田氏・小山田氏滅亡後や、同十八年の後北条氏の滅亡後も関東方面の檀那を維持するため、郡内地方の御師は新しい支配者に既得の通行権などの保証を要求している。
- ・天正十二年、従来の通り関東への廻檀を許さる（「鳥居元忠印判状」『新編甲州文書』第三卷、二〇六八号文書）
 - ・同十五年、富士北室造営のため関東での勧進が許さる（「鳥居元忠判物写」同書二二二二号文書）
 - ・慶長二年、富士山御室造営のため関東での勧進が許さる（「加藤光泰判物」同書二二四号文書）
- その他、多くの関東に関連する史料が存在している。
- (42) 大永四年（一五二四）頃、武田氏と合戦中の北条氏綱が、越後の長尾為景に宛てた書状は出羽の山伏が届けていた（『神奈川県史』資料編三・三下、六六〇〇号文書）。また、永祿六年（一五六三）四月、武田信玄は上杉謙信の関東攻めの状況を関東地方で活動する御師に報告することを命じている（『新編甲州古文書』第三卷、二二〇七号文書）。

(43) 勿論、江ノ島や富士の周辺にも信仰者、いわば地元が存在する檀那が存在し、信仰を支えていたことは当然であろう。このような信仰者は御師による「廻檀」的な要素が少ないため存在が史料に残りにくかったことと思われる。史料が残存しない時期は宗教活動が中断していたことではない。